かこ☆くらＳＮＳ応援隊設置要綱

令和８年 11 月 13 日
教育総務部長決定

（設置）
第１条　この要綱は、かこ☆くらサポーターバンク設置要綱（以下「バンク設置要綱」という。）第４条第１号に定める登録区分のうち、加古川地域クラブ活動「かこ☆くら」（以下「かこ☆くら」という。）の魅力を広く発信するため、公式ＳＮＳに掲載する動画等の作成を支援する「かこ☆くらＳＮＳ応援隊」（以下「応援隊」という。）を設置することに関し、バンク設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）
第２条　応援隊は、次に掲げる活動を行うものとする。
（１）中学生の活動風景の撮影及び取材
（２）かこ☆くらの魅力を伝える紹介動画の企画、編集及び制作
（３）公式ＳＮＳを活用した情報発信に関する協力
（４）その他、かこ☆くらのＰＲ活動

（登録の対象者）
第３条　応援隊に登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。
（１）市内在住の高校生、大学生
（２）市内の高等学校、大学に在学する者

（登録）
第４条　応援隊への登録要件、申請、登録、登録の更新、登録内容の変更、登録の取消し、登録の削除については、バンク設置要綱に定める方法により行うものとする。ただし、かこがわオンライン申請システムの「かこ☆くらＳＮＳ応援隊の登録」により申請するものとする。
２　登録の取消しについては、前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、教育委員会はその登録を取り消すことができる。
（１）本人から辞退の申し出があったとき。
（２）次条に規定する活動上の留意事項に違反したとき。
（３）応援隊としてふさわしくない行為があったとき。

（活動上の留意事項）
第５条　応援隊員は、活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）活動を通じて知り得た個人情報や秘密を漏らさないこと。
（２）中学生や関係者のプライバシー及び肖像権に十分配慮すること。

（３）事故防止に努め、安全第一で活動を行うこと。
（４）活動により取得し、又は自身のスマートフォンその他の機器に保管した写真、動画その他の電子データについて、目的外の使用を行わないとともに、教育委員会の指示があったとき又は登録が取り消されたときは、速やかに当該データを完全に削除すること。
（５）活動中に自身のスマートフォンその他の機器の破損、故障、紛失等が生じた場合は、自己の責任において処理するものとし、市に対しその損害の賠償を求めないこと。

（庶務）
第６条　応援隊の庶務は、部活動地域展開推進室において処理する。

（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、応援隊の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年 11 月 13 日から施行する。